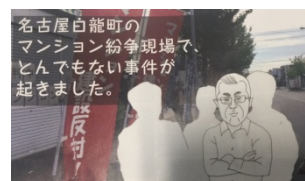
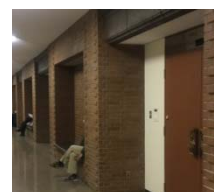


名古屋地方裁判所「傍聴記」

3月14日昼過ぎ、名古屋地方裁判所に傍聴に出かけた。事件番号「平成28年（わ）第2131号 暴行」。レポートでも紹介してきた、名古屋市瑞穂区の閑静な住宅街で建設が進められている15階建てマンション建設に異議を唱えた住民が逮捕された事件だ。無罪を信じる地元住民らが多数つめかけた。「604号法廷」前に早く行ったので、先着順で入廷できた。写真はレポートで紹介した『景住ネットNEWS』14号、2016年12月9日号から。



「暴行」されたという現場監督が原告側「証人」として出廷し、2時間近く尋問が行われた。検事からの主尋問のあと、弁護士から当日の現場の状況、とりわけ「暴行」の様子が細かく質問された。



現場監督の説明は要領を得ず、しだいに「暴行」の事実も不確かなものに。警察への通報や怪我の状況もあいまいだった。病院から現場に戻り、その晩に「代行運転」を頼んだことが明らかになる。少なくとも当日、お酒を飲んで帰宅したわけだ。これこそ「暴行」事件の真相を示すものではないか。

「被告」にされた住民は、事件後すぐに来た5台のパトカーにより現行犯逮捕され、そのまま2週間も拘留。自宅と店が「家宅捜査」までされた。いわゆるマンション紛争で住民が刑事起訴された事例は初めてのようで、こんな住民運動「つぶし」は許せない。今回の「暴行」事件の背景も含め、イワクラゴールデンホームによる、閑静な住宅街での15階建ての高層マンション建設問題に注目したい。

裁判はまだ2回目で、これからどう展開するかが気がかりだ。傍聴したかぎりでは、無罪に違いないと確信したが、昨今の司法の状況をみると予断できない。この事件とともに、地元住民無視の強引なマンション建設、草の根の地道な住民運動についても、ひきつづきレポートに書いていきたい。



ところで名古屋地裁に行ったのは、これで3回目である。1回目は2002年9月11日、空港関連の住民訴訟「第3回証人尋問」。確か1階の広い法廷だったと思う。原告側の証人として40数分にわたり、中部国際空港と関連事業「前島」について意見陳述した。まさに私の「9・11」であり、「キンチョーの40数分」であった。

2回目は2003年3月24日の判決の日である。住民敗訴に終わったが、私の意見陳述が判決に反映していたことが忘れられない。あれから14年、ふたたび住民運動の件で名古屋地裁に来たことになる。また足を運ばなくては。

(2017年3月17日)